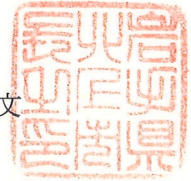


次の者の所在が不明なので、書類の送達を地方税法第20条の2の規定により公告します。

令和8年6月18日

北上市長 八重樫 浩 文



1 送達を受けるべき者

氏名 高橋 和志

2 送達する書類

租税公課関係書類（令和8年6月18日付8北収第1082号） 1通

地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

書類は財務部収納課に保管しており、申出があれば交付します。